【概要版】公の施設に係る受益者負担の設定基準

報告資料１

１ 基本的な考え方

○ 公の施設の利用者は、その施設によるサービスの受益者ですが、利用しない方との公平性の観点から、受益者がサービスの費用を負担すべきとするのが受益者負担の原則です。

○ 多くの政令指定都市において、公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定済である一方、本市では統一的な基準がありませんでした。

○ 令和４年３月に改定した「新潟市財産経営推進計画」において、経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を位置付け。

⇒全市的な基準として「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定します。

２ 基準の対象外とする使用料

本市が設置する公の施設を対象としますが、以下については対象外とします。

（１）法律等で基準額などの定めがある使用料

市営住宅使用料、保育料、介護保険制度に係る料金など

（２）企業会計の使用料

（３）実費負担と同様の位置づけとしている使用料

宿泊料、一時保育料、斎場使用料など

（４）利用料金制を導入している施設の使用料

（５）駐車場や備品の使用料

（６）新潟市財産条例第２条の規定による行政財産使用料

3 受益者負担適正化の考え方

○ 施設の管理運営費に対し、受益者である施設の利用者に負担を求める割合と、税による公費負担とする割合を施設種別ごとに設定し、受益者負担の適正化を図ります。

○ 財産経営推進計画を踏まえた使用料を設定します。 ⇒ 令和13年度までに10%の運営経費削減

（財産経営推進計画公共施設マネジメント編による削減数値目標）

【イメージ図（受益者負担割合50%の場合）】

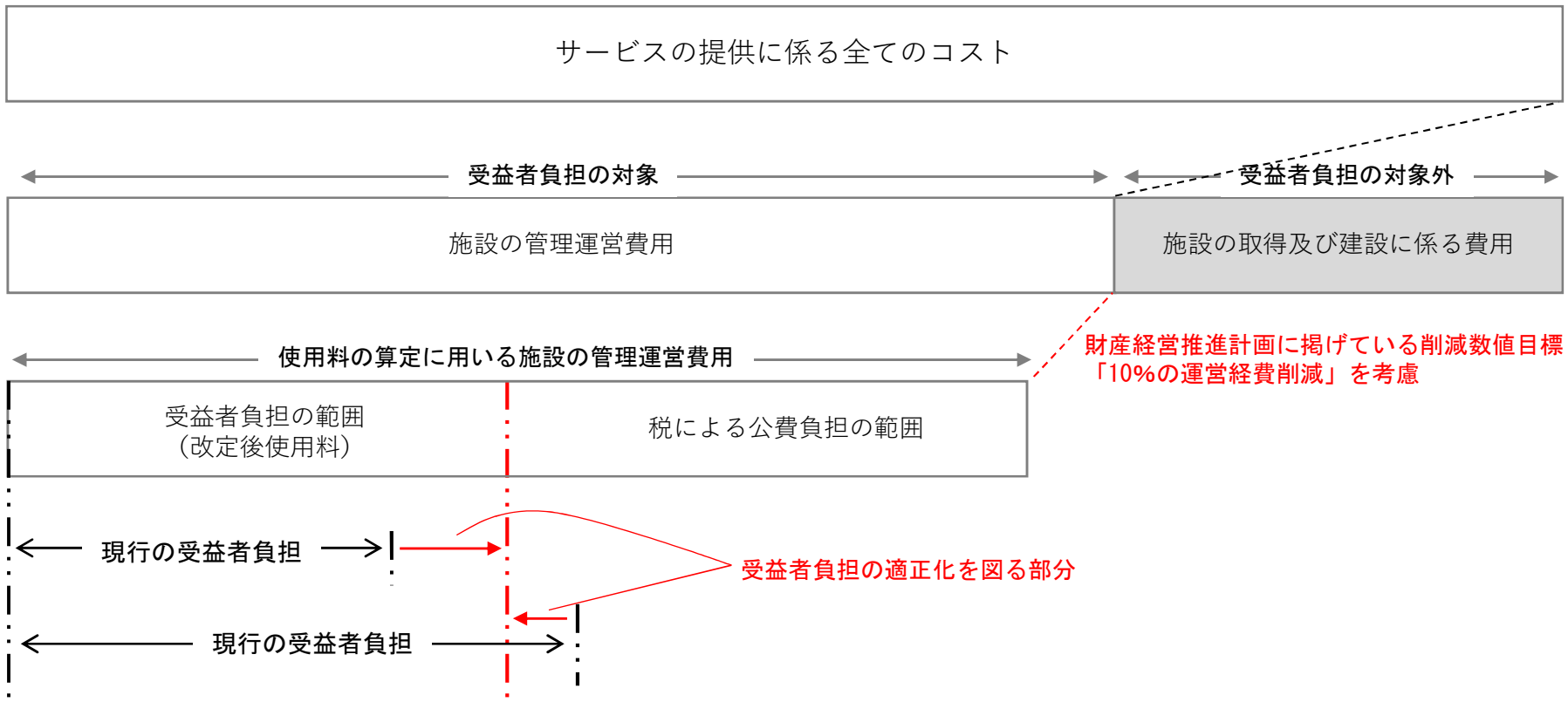

4 受益者負担区分

公的必要性による区分

区分	施設の性格	公的必要性
ア	市民が日常生活を営む上で、必要かつ公共性が高い施設	高
イ	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設	
ウ	市民が日常生活を便利で快適なものにする等の目的で選択的に利用し、特定の受益者の利便を図る施設	低

採算性による区分

区分	施設の性格	採算性
A	採算性が低く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できない種別の施設	低
B	A及びCに該当しない種別の施設	
C	採算性が高く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できる種別の施設	高

5 施設種別ごとの受益者負担割合の設定

採算性：低 ← → 高

公的必要性：高 ↑ ↓ 低

	A	B	C
ア	**Oグループ** **受益者負担割合0%・公費負担割合100%** 子育て支援施設：0% 保健福祉施設　：0% **Ⅰグループ** **受益者負担割合10%・公費負担割合90%** コミュニティ系施設　：6% 高齢福祉施設　：5% その他公共用施設（青少年）：28%	**Ⅱグループ** **受益者負担割合25%・公費負担割合75%**	**Ⅲグループ** **受益者負担割合50%・公費負担割合50%**
イ	**Ⅳグループ** **受益者負担割合25%・公費負担割合75%** レクリエーション施設（環境・産業学習）：6% 博物館・資料館　：7%	**Ⅴグループ** **受益者負担割合50%・公費負担割合 50%** ホール施設　：41% 美術館　：35% スポーツ施設：21%	**Ⅵグループ** **受益者負担割合75%・公費負担割合 25%**
ウ	**Ⅶグループ** **受益者負担割合50%・公費負担割合 50%**	**Ⅷグループ** **受益者負担割合75%・公費負担割合25%** レクリエーション施設：26% 保養施設　：31%	**Ⅸグループ** **受益者負担割合100%・公費負担割合0%** ホール施設（展示ホール）　：126% レクリエーション施設（民間類似）：83%

注：施設種別は、新潟市財産白書の中分類。その右側に表示した割合は、令和4年度決算における受益者負担割合。

6 受益者負担を求める費用

（１）受益者負担の対象とする費用

施設の管理運営費（人件費、光熱水費、消耗品費、修繕料、清掃・保守等の委託料など）

（２）受益者負担の対象外とする費用

施設の取得及び建設に係る費用（用地取得費、施設建設費、土地建物賃借料、公債費、大規模修繕費など）

7 使用料改定時の取り扱い

（１）算定式　改定後の使用料は、原則として施設ごとに次の式により算定します。

改定後(年間)使用料 ＝ 施設の管理運営費決算額 × 0.9 × 受益者負担割合
改定後使用料単価 ＝ 改定後(年間)使用料 ÷ 年間利用実績(減免分を含む)

当面の間、当該施設の利用率がその施設種別の平均利用率を下回る場合は、次の算定式により補正します。

補正後年間利用実績 ＝ 年間利用実績 × 施設種別の平均利用率 ÷ 当該施設利用率

（２）改定時期　原則として、概ね４年ごとに見直します。

（３）激変緩和　施設利用者の負担増を最大限緩和するため、改定前使用料の1.3倍を上限とします。

（４）使用料の据置　改定後と改定前の(年間)施設使用料を比較して、増減率が10%未満の場合は、改定しません。

（５）無料とする場合　改定後使用料収入が使用料徴収コストを下回る場合、原則として無料とします。

8 その他

（１）政策的な普及啓発などを図る必要がある場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。

（２）市外類似施設と競合関係にあり、料金水準が施設利用の選択に係る意思決定に大きく影響すると考えられる場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」策定

令和6年3月策定

- 現在の新潟市の施設使用料は、合併前の料金を引き継いだものや、類似施設との比較等により個別に設定したものが多く、統一的な基準はありませんでした。
- 一方、近年、多くの政令市で公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定され、その基準に沿って使用料の見直しなどが行われています。
- 新潟市は、令和4年3月に改定した「財産経営推進計画」で経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を位置づけています。

このような状況等を踏まえ

パブリックコメント（R6.2月）を経て、全市的な基準となる「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定しました。
今後、この基準に基づき、施設ごとを基本に使用料の見直しを進めます。

受益者負担ってなに？

サービスを受ける方（施設利用者）を「受益者」と言います。
公の施設では、施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を使用料として負担（受益者負担）していただくこととしています。

どの施設の使用料が上がるの？

施設ごとを基本に算出します。
使用料の見直し内容は施設ごとに異なります。
使用料が上がることになった場合であっても、施設利用者の負担増を最大限緩和するため、改定前の1.3倍を上限とします。

算出の結果、改定幅が小さい場合は、使用料を据え置くこととしているよ

どうやって使用料を見直していくの？

施設ごとの「管理運営費」に対する「収入」から算出した現状の受益者負担割合が、基準に定める割合よりも高ければ使用料を下げ、低ければ使用料を上げる見直しを行います。

用地取得費や建設費などの費用は「管理運営費」には含まず、公費負担としているよ

詳細は市ホームページ（下記のＵＲＬもしくは二次元バーコードからアクセス）をご覧ください

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/zaikeisuishin/zaimu_juekisyahutan.html

【問い合わせ先】　担当　新潟市 財務部 財務課
所在　951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
電話　025-226-2201